

●電力調達契約に関する質問及び回答

対象案件 水道局旭山配水池他、指定施設で使用する電力(低圧)

2024/6/10更新

N o	質問日	公表日	質問事項	回答
1	6/4		契約書第11条に「(2) 燃料費調整、その他の要因(当該地域における電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第9号に規程される一般送配電事業者(以下「一般送配電事業者」という。))が定める託送条件等)による電気料金の調整額」と記載がございますが、一方仕様書3.その他においては「その他供給条件については、北海道管内のみなし小売り事業者が定める供給約款(適用期間を含む)によるほか、発注者受注者双方協議のうえこれを定める。」と記載されております。一般的に一般送配電事業者が定める燃調費、託送費などは一部の例外を除き小売電気事業者向けのもので、この契約書案は小売電気事業者と御庁が締結するものですから、みなし小売電気事業者(北海道電力(株))に準ずるのが相当でありと思慮いたします。契約書案「一般送配電事業者」を「みなし小売電気事業者」に変更して頂く事は可能でしょうか。	契約書第11条第2項第2号の「一般送配電事業者」とは、同号の「その他の要因」に係る例示として記載しております。燃料費調整、離島ユニバーサル調整及びその他の要因にて発生する電気料金の調整につきましては、仕様書第3項の記載のとおり、「みなし小売り事業者が定める約款によるほか発注者受注者双方の協議によること」としており、ご指摘の点は変更の必要がないものと判断いたします。
2	6/4		弊社は燃料費調整額の算出方法について、みなし小売電気事業者の「電気標準約款」に準じて算出しておりますが、その認識でよろしいでしょうか。	差支えありません。
3	6/4		例えば、「従量電灯C」仕様書の記載されている「電力未使用月の基本料金割引分2.70kVA」という標記は、「電気未使用月に基本料金を半額にする」と読み替えて宜しいでしょうか。	差支えありません。
4	6/4		弊社は電気不使用の基本料金を半額とさせて頂いておりますので、これに準じて積算させていただきます。また、上記の理由から内訳書は弊社仕様のもので作成させていただきますのでご承知いただけますか。	未使用月の基本料金を半額とされることは差支えありません。 内訳書は御社仕様のものご使用いただいてかまいません。ただし、「契約単価積算内訳書」の備考欄にて「基本料金単価と金額、電力量料金単価と金額、入札金額が具備されていれば有効である。」と記載しておりますので作成の際はご注意ください。
5	6/4		弊社は力率の変動による基本料金の割引並びに割増を行っておりませんので、「応札単価＝契約単価＝請求単価」となりますが宜しいでしょうか。	契約書第2条において「契約単価は、この契約書の別紙『単価一覧』の単価とし、…」と定めており、また別紙単価一覧第1項ただし書きにおいて「上記金額は次のアからウの条件に従い、割引き又は割増を行う」とし、基本料金の力率による割引又は割増を行うことを規定しております。 よって基本料金につきましては、力率による割引又は割増を求めます。
6				